（要領第３条関係）

入札公告

新ひだか町公告第４７号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５の２に基づく、一般競争入札（簡易型）を行うので、簡易型一般競争入札試行要領（令和４年１０月３１日町長決裁）第３条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年９月１日

新ひだか町長　大　滝　敬　貴

１　入札に付する事項

（１）工 事 名　　**東静内団地公営住宅解体工事**

２　入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は下記（１）、（２）及び対象工事の**公告別表**に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）単体企業の要件

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、新ひだか町競争入札参加資格者指名停止等措置要領（令和５年３月３１日訓令第６号）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ　暴力団関係事業者等であることにより、新ひだか町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受け、新ひだか町の競争入札参加資格の再審査結果を有している者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ　新ひだか町が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿において、対象工事と同一の工種に登録されていること。

また、入札日現在において、経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）の有効期限を経過していないこと。

カ　建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業者又は同法第３条第１項第１号に規定する一般建設業者であること。

キ　本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ク　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、キ及びクにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、新ひだか町建設工事等競争入札心得第４条第２項に該当しない。

（ア）　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ａ　子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会

社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。bにおいて　同じ。）の関係にある場合

b　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ａ）　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ａ1）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ｂ2）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ｃ3）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（ｄ4）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（ｂ）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ｃ）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（ｄ）組合の理事

（ｅ）その他業務を執行する者であって、（ａ）から（ｄ）までに掲げる者に準ずる者

b　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（２）経常建設共同企業体の要件

ア　共同企業体は、新ひだか町が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿において、対象工事と同一の工種に登録されており、かつ、（１）のイの要件を満たしていること。

イ　構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可を有する単体企業であること。

ウ　構成員は、（１）のア、ウからクまでの要件を満たしていること。

エ　各構成員の出資比率の下限は次の各号に掲げるものとする。

（ア）２者の場合　３０パーセント以上

（イ）３者の場合　２０パーセント以上

オ　本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

カ　その他必要な事項は、新ひだか町共同企業体取扱要綱によること。

３　入札参加資格確認申請書等の提出期間及び審査等

入札参加希望者は、一般競争入札（簡易型）参加資格確認申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

（１）申請書等の提出書類及び提出期間

別表による。

（２）申請書類の提出場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

日高郡新ひだか町静内御幸町３丁目２番５０号

新ひだか町役場総務部契約管財課

代表電話　０１４６－４３－２１１１（直通　４９－０２７８）

（３）提出書類様式の入手方法

（２）の場所において、**別表**に定める提出期間中に配付する。

なお、新ひだか町の公式ホームページにおいてダウンロードすることができる。

（４）入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令第１６７条の５の２に規定する一般競争入札（簡易型）であるので､入札に参加しようとする者が２に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を入札参加資格確認申請した者に入札参加資格確認結果通知書(別記様式第４号)により書面で通知する。

（５）その他

ア　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ　町長は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書及び資料は返却しない。

４　契約条項を示す場所

３の（２）に同じ

５　設計図書等の閲覧等について

（１）本工事に係る設計図書等は、電子閲覧によるものとし、新ひだか町ホームページからダウンロードすること。

（２）設計図書等に対する質問がある場合においては、質問書（別記様式第６号）により提出すること。

なお、質疑がない場合は、ない旨の質問書の提出は不要である。

（３）（２）の質問書に対する回答書は、３の（２）の担当部署において入札参加者へ通知し、新ひだか町ホームページにおいて入札の前日まで閲覧に供することができる。なお、入札参加者は、閲覧用設計図書等に関する変更や訂正、質疑回答の有無を含めて、入札前に必ず確認すること。

６　入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争入札参加資格がないと認められた者は、町長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（２）町長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し入札参加資格に係る理由説明書により回答する。

７　入札の執行及び開札の日時等について

（１）入札日時　**別表による。**

（２）入札場所　**別表による。**

（３）開札日時　（１）に同じ

（４）開札場所　（２）に同じ

８　入札保証金

（１）入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１００分の５に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、新ひだか町財務規則（平成１８年規則第３０号）第１２４条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

（２）入札保証金の納付の免除、納付方法は、地方自治法施行令第１６７条の７及び新ひだか町財務規則（平成１８年規則第３０号）第１２３条から第１２４条までの定めるところによる。

（３）この入札公告における入札に付する入札案件については、**入札保証金を免除**する。

９　工事費内訳書の提出

（１）入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

（２）工事費内訳書の様式は公示用設計図書に示す見積用の工事費内訳書で、金額等を明らかにすること。

（３）工事費内訳書の提出がない場合又は不備のある工事費内訳書を提出した場合は、無効になり再度入札には参加できないので注意すること。

10　落札の決定方法

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

（１）入札書記載金額は、設計図書及び仕様書等から見積った一切の費用を含んだ金額を記載すること。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）初度の入札において、入札者が一者の場合であっても入札を執行する。

（４）再度の入札を行った結果、地方自治法第２３４条第３項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなく入札不調となった場合は、不落随契を行う場合がある。

（５）本工事に係る入札は、地方自治法施行令第１６７条の１０第２項の規定による最低制限価格を設定しているので、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となり、失格者は再度入札等があっても参加できない。

（６）予定価格の事前公表はしない。

（７）落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税業者であるか免税事業者であ

るかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

11　落札決定の取消し等

（１）開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、新ひだか町建設工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）第７条各号に掲げる入札又はこの入札公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、新ひだか町により入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札のときにおいて新ひだか町競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けているもの、その他開札のときにおいて資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。

（３）落札者が暴力団関係事業者等であることにより新ひだか町が行う公共事業等から除外措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（４）契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12　契約書作成の要否

必要とする。

13　契約保証金

（１）契約を締結しようとする者は、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

（２）契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第１６７条の１６、新ひだか町財務規則第１４５条及び第１４７条の定めるところによる。

14　前払金及び部分払金の支払方法等

別表による。

15　その他

（１）入札参加者は、公告及び入札説明書に定めるもののほか、新ひだか町建設工事執行規則及び新ひだか町財務規則、入札心得その他関係法令を遵守すること。

（２）申請書類に虚偽の記載をした場合においては、新ひだか町競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（３）契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立する。

（４）談合情報が入札の前に寄せられたときは、入札時の直前に抽選を行い、入札参加者を半数程度に制限する場合がある。

（５）本工事の落札者は、**契約後速やかにＣＯＲＩＮＳ（コリンズ）の登録を行うこと。**

（６）詳細は、**別表による。**

（７）この入札は、取りやめること又は延期することがある。

（８）工事関係書類は全てＡ版とすること。